

原議保存期間	30年(平成60年3月31日まで)
有効期間	一種(平成60年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第62号
平成29年5月26日
警察庁生活安全局長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う下位法令の改正について(通達)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号。以下「改正法」という。)については、一部の規定が本年6月14日(以下「施行日」という。)から施行されるところ、本日、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第150号。以下「改正令」という。)及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(平成29年国家公安委員会規則第5号。以下「改正規則」という。)が公布され、施行日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、改正令及び改正規則の概要等については、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 趣旨

本件は、改正法第2条の規定の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令(平成12年政令第467号。以下「令」という。)、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「施行規則」という。)、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「意見聴取規則」という。)及び聴聞等の秩序維持に関する規則(平成4年国家公安委員会規則第1号。以下「聴聞等秩序維持規則」という。)について所要の改正を行うものである。

第2 改正令の概要

1 本則関係

改正法第2条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「法」という。)(以下「新法」という。)

第5条第3項の規定により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、被害者の身体の安全等が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞を経ないで、同条第1項の規定による禁止命令等を行うことができることとされるとともに、事後的に意見の聴取を行わなければならないこととされた。また、同条第4項の規定により、公安委員会が当該意見の聴取を行う場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）を準用することとされるとともに、当該準用の際の必要な技術的読替えについては、政令で定めることとされた。

これを踏まえ、当該行政手続法の技術的読替えについて定めることとした（改正令による改正後の令第1条）。

2 附則関係（経過措置）

改正法第2条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第6条第1項の規定に基づく仮の命令の制度については、今回の法の改正により廃止されるどころ、施行日より前に行われた仮の命令については、意見の聴取が行われる前に施行日が到来する場合もあり得ることを踏まえ、施行日以後も、旧法第6条第2項から第11項までの規定がなおその効力を有することとされている（改正法附則第5条）。

これを踏まえ、改正法附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第6条第5項の規定による意見の聴取については、仮の命令に係る意見の聴取を行う場合における行政手続法の技術的読替えについて定めた改正令による改正前の令第1条の規定が、なおその効力を有する旨の経過措置を設けることとした（改正令附則第2項）。

第3 改正規則の概要

1 本則関係

(1) 施行規則の一部改正（改正規則第1条）

ア 緊急時の警告及び禁止命令等の方法の改正

警告及び禁止命令等の迅速な実施を可能とするため、緊急を要し書面を交付するいとまがない場合、これらを口頭で行うことも可能にするとともに（警告については、「内容が複雑なものでないとき」との限定を削除）、当該口頭での実施後、可能な限り速やかに書面を交付するよう規則上で明記することとした（改正規則第1条の規定による改正後の施行規則（以下「新施行規則」という。）第2条及び第5条）。

イ 警告の申出者等が住所等を移転した場合の措置の改正

警告の申出者が住所等に移転した場合の警察署長への届出（改正規則第1条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）第10条）については、従前、当該警告の申出に係る事案に関する聴聞が終了している場合等には当該届出を要しないこととしていたところ、新法の規定上、警告の申出者は聴聞がいつ終了したかを知ることができないことを踏まえ、新法第4条第3項又は第4項の通知を受けた者については当該届出を要しない旨の規定に改めた。

また、禁止命令等については、今回の法の改正により、警告に違反した事実がその要件から除かれることを受け、禁止命令等の申出者についても、警告の申出者と同様の届出義務を課すこととした上で、新法第5条第6項又は第7項の通知を受けた者については当該届出を要しないこととした（新施行規則第7条）。

さらに、今回の法の改正により、警告の申出者が住所等に移転した場合における他の公安委員会への通知について規定した旧法第15条第3項の規定が廃止されること、継続的な被害者の保護を図るためには、引き続き、警告や禁止命令等の申出者の住所等の移転の情報を関係都道府県警察で共有することが重要であることを踏まえ、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、これらの申出者が他の都道府県に移転することを新施行規則第7条の届出によって把握した場合、移転後の住所等に移転先の警察本部長に通知することとした（新施行規則第8条）。

ウ 禁止命令等に係る有効期間の延長に関する規定の新設

禁止命令等については、今回の法の改正により、有効期間・延長の制度（新法第5条第8項及び第9項）が新設されたことを受け、当該延長処分の申出の受理の方法、当該延長処分の方法又は当該延長処分がなされなかった場合における禁止命令等の申出者への通知の方法について定めることとした（新施行規則第9条から第11条まで）。

エ 様式の改正

施行規則の別記様式について、

- 「警告申出書」（旧施行規則別記様式第1号）については、従前の「つきまとい等の行為の態様」欄と「つきまとい等の目的と思われる事項」欄の記載内容に実務上の重複が多かったことを踏まえ、これらの欄を統合することとした（新施行規則別記様式第1号）
- 一般的に、不利益処分の実施に際しては、行政不服審査法（平

成26年法律第68号)に基づく審査請求及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく取消訴訟を行うことができる旨等を書面で相手方に教示する必要があるところ(行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項)、事務の合理化のため、これらの教示内容を、「禁止等命令書」(新施行規則別記様式第5号)及び「禁止命令等有効期間延長処分書」(新施行規則別記様式第8号)に不動文字として記載することとした

- 禁止命令等の有効期間の延長処分に係る所要の様式を設けることとした(新施行規則別記様式第7号から第9号まで)
- 従前の「援助申出書」(旧施行規則別記様式第8号)については、「ストーカー行為等が行われたと認める期間」、「ストーカー行為等の行為の態様」等の欄が設けられていたところ、法の規定上は、ストーカー行為等の相手方は、「(被害を自ら防止するための)援助を受けたい旨」の申出を行うことのみが求められていること(新法第7条第1項)や当該相手方の事務負担の軽減の必要性を踏まえ、これらの欄を削除することとした(新施行規則別記様式第10号)

などの改正を行った。

オ その他所要の規定の整理を行うこととした。

(2) 意見聴取規則の一部改正(改正規則第2条)

今回の法の改正により、公安委員会の権限に属する事務について、警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)に行わせることが可能となることを受け、意見の聴取の実施主体については、公安委員会のみならず、警察本部長等も含み得るよう、「行政庁」として規定し直すほか、所要の規定の整理を行うこととした。

(3) 聴聞等秩序維持規則の一部改正(改正規則第3条)

今回の法の改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。

2 附則関係(経過措置)

(1) 施行規則の一部改正に係るもの

ア 仮の命令に関する公安委員会への報告に係る経過措置(改正規則附則第2条)

今回の法の改正により、警察本部長等が仮の命令をした場合における公安委員会への報告について規定した旧法第6条第4項が削除されることを受け、当該報告の際の報告事項について規定した旧施行規則第9条についても削除するところ、改正法附則第5条においては、施

行日前に行われた仮の命令について、施行日以後も旧法第6条第4項の規定がなお効力を有することとされているため、改正規則においても、これに対応した経過措置を設ける必要がある。

これを踏まえ、施行日前に行われた仮の命令については、旧施行規則第9条の規定が、必要な読替えがなされた上で、なお効力を有することとした。

イ 警告の申出者等が住所等を移転した場合の措置に係る経過措置（改正規則附則第3条）

警告の申出者等が住所等を移転した場合の措置については、第3-1(1)-イのとおり改正することから、仮に、この点について何らの経過措置も設けなかった場合には、警告の申出者に係る届出義務については、施行日を境に、その内容が変わることとなる。

具体的には、施行日前に警告の申出をした者については、当該申出後の手続（警告、禁止命令等の申出、禁止命令等、聴聞、通知等）が進められる中でいつ施行日を迎えるか、あるいは、当該申出者がいつの段階で住所等を移転するかによって、旧施行規則第10条と新施行規則7条のいずれが適用されるか、また、当該届出義務がどういった場合に除外されるかが異なることとなる。

これを踏まえ、警告の申出者等に課される届出義務の法的根拠や当該義務がいつ除外されるかが、できる限りわかりやすいものとなるよう、新施行規則第7条の規定については、施行日以後に警告の申出又は禁止命令等の申出をした者（施行日前に警告の申出をした者を除く。）について適用し、施行日前に警告の申出をした者については、なお従前の例によることとする（旧施行規則第10条を適用）こととした。

ウ 他の都道府県警察に対する通知に係る経過措置（改正規則第4条）

施行日より前に警告の申出をした者については、改正規則附則第3条の規定により新施行規則第7条の規定が適用されず、施行日以後も旧施行規則第10条の規定による届出を行う必要があるところ、新施行規則第8条の規定においては「前条の規定による届出」と規定されていることから、条文の文言上、旧施行規則第10条の規定に基づきなされた届出に係る情報は、新施行規則第8条の規定による通知の対象とはならない。また、旧法第15条第3項の規定については、今回の法の改正により廃止されるため、施行日以降は、同項に基づく通知を行うことを要しないこととなる。

そのため、仮に、この点について何らの経過措置も設けなかった場

合には、施行日前に警告の申出をした者が旧施行規則第10条の規定に基づき行った届出に係る情報については、移転先の都道府県を管轄する警察本部長に通知する仕組みがなくなることとなる。

これを踏まえ、改正規則附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる者、つまり、施行日前に警告の申出をした者については、新施行規則第8条の規定が、必要な読替えがなされた上で、適用される旨の経過措置を設けることとした。

(2) その他

意見聴取規則及び聴聞等秩序維持規則の一部改正に伴う所要の経過措置（附則第5条及び第6条関係）を設けることとした。

第4 参考

改正令及び改正規則の施行上の留意事項については、別に発出する通達（「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（平成29年5月26日付け警察庁丙生企発第63号））で示すとおりである。